

2023年全日本スーパーフォーミュラ選手権 第1戦・第2戦

TOM'S 応援観戦パック

<場所> 富士スピードウェイ
<日程> 4月8日(土)～4月9日(日)

スーパーフォーミュラ特別企画第1弾 \サイン入りグッズ付き\

おすすめポイント

ドライバーからのメッセージ
参加者へのオリジナルビデオレター！

チームへ応援の声を届けます
参加者限定メッセージ入り応援フラッグ！

快適空間で優雅に！
プラチナルーム(貸切)での観戦

▼ドライバー（撮影：2022年）



ジュリアーノ・アレジ選手



宮田莉朋選手

▼サイン入り帽子



▼富士モータースポーツミュージアム(写真提供)



▼プラチナルーム



利用ホテル

① スーパーホテル御殿場 I 号館



富士スピードウェイまで車で25分程度のところに位置する御殿場市内のホテルです。ホテルにご宿泊者無料駐車場がございますので、ご自由に利用いただけます。

○おひとり様料金（小学生以上）税込

ツインルーム 2名1室 **(禁煙)**
74,800円

シングルルーム 1名1室 **(喫煙)**
79,000円

※消臭希望をご希望の方はご連絡ください

お子様料金（未就学児）

20,000円

※宿泊は大人と添い寝となります。（ベッドなし）

※ベッドが必要なお子様は、事前にご相談ください。

② 富士スピードウェイホテル



2022年10月オープン！富士スピードウェイに隣接のため、移動時間の心配は不要です。館内には富士モータースポーツミュージアムが同居。アンバウンド コレクション by Hyattが贈る唯一無二のラグジュアリーステイを満喫いただけます。

お子様料金

○未就学児 **20,000円**

○小学生 **48,000円**

※宿泊は大人と添い寝となります。（ベッドなし）

※ベッドが必要なお子様は、事前にご相談ください。

○おひとり様料金（中学生以上）税込

◆スタンダードツイン **(禁煙)**

(定員2名+添い寝1名まで)

富士山ビュー 2名1室 99,200円
1名1室 133,000円

サーキットビュー 2名1室 106,000円
1名1室 140,000円

◆デラックスツイン **(禁煙)**

(定員3名+添い寝1名まで)

富士山ビュー 3名1室 98,000円
2名1室 109,000円
1名1室 147,000円

サーキットビュー 3名1室 103,000円
2名1室 113,000円
1名1室 154,000円

※お部屋数には限りがあります※

○旅行代金に含まれるもの

2日間の観戦料金（プラチナルームでの観戦）/ プラチナルームでのフリードリンク2日間・2日目のお弁当(昼食)/ 専用駐車場料金 / 4/8(土)1泊分の宿泊料金、4/9(日)朝食料金 / 宿泊にかかる消費税・入湯税 / ツアー企画料

○お子様料金に含まれるもの

2日間のプラチナルーム使用料 / ホテル施設使用料 / 2日目のお弁当(昼食) / 4/9(日)朝食料金

○最少催行人員10名（定員32名）

○現地添乗員：あり

旅行条件書（抜粋）

■募集型企画旅行

- ①この旅行は（株）トヨタツーリストインターナショナル（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- ②旅行契約の内容・条件は、下記によるほか、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当該旅行業務約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 旅行のお申込みと旅行契約の成立
- ①所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。

旅行代金の額	お申込金（おひとり）
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

- ②当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出とお申込金の支払いを行っていただきます。
- ③旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項①のお申込金を受領したときに成立するものとします。
- ④団体・グループ契約
- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、次の規程を適用します。
- (2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

■旅行代金のお支払期日

- ①旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- ②基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

■旅行代金の適用

- ①参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満3歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。
- ②旅行代金はパンフレットに表示しています。ご希望のプランをご確認ください。

■旅行内容の変更

- 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の通航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

■旅行代金の額の変更

- ①前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。

■取消料

- お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表）取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊を伴う旅行
①21日前に当たる日以前の解除	無料
②20日前に当たる日以降の解除（③～⑦を除く）	旅行代金の20%
③10日前に当たる日以降の解除（④～⑦を除く）	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除（⑤～⑦を除く）	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
⑥旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

お申込みの際には必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき事前に内容をご確認の上、お申込みください。

■当社による旅行契約の解除及び履行中止

①旅行開始前

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ア、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ウ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- エ、お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- オ、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人数に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行人数に達しては3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- カ、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- キ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (2)お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前項(1)の③に定める取消料に相当する額の違約料とお支払いいただきます。
- 旅行代金に含まれるもの
- ①旅行日程に含まれる宿泊費、食事代、観戦チケット代及び消費税等諸税・サービス料等。
- ②パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 上記①②についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。
- 当社の責任及び免責事項
- ①当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- ②当社は、手荷物について生じた本項①の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1人につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

■特別補償

- ①当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体および携行品に被害を被られたときは、旅行業務約款「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障害補償金（限度額）として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円または通院見舞金として通院日数（3日以上）により1万円～5万円のいずれかの高い方の金額、携行品にかかる損害賠償金（15万円を限度）（ただし、1個または1対について補償限度は10万円）を支払います。
- お客様の責任（抜粋）
- ①お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

■「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の応募への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話・郵便・ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。（以下、「通信契約」といいます。）
- ①通信契約についても当社「旅行業務約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- ②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- ③通信契約の申込みの際に、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ④通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
- ⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。

■個人情報の取扱について

- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきますほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきますことがございます。
- ※このほか、当社では、(1)当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供、(5)統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 旅行条件の基準
- この旅行条件は、2022年6月1日を基準としています。
- また、旅行代金は、2023年2月1日現在の有効な通貨・規則を基準として算出しています。

お申込み・お問い合わせ

☑お申込みは [こちらをクリック](#) または読み取り→

※Web申込システムへの登録が必要です。

☑お電話・メールお問合せ先

モータースポーツグループ 担当 加藤・松田
TEL 052-951-0112 / FAX 052-951-4072
E-mail motorsports@toyotatourist.co.jp
営業時間 9：00～18：00（定休日土・日曜日）



お申し込み方法

重要：ご案内をメールで行う為、申込にはメールアドレスが必要です。

<新規登録>お客様IDの取得

1、以下の[仮登録URL](#)をクリック

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=pekh-lckftg-8d359027878f698710c08306f16a081a>

仮登録ページ QRコード



図1

2、団体IDとメールアドレスを入力し『確認』をクリック（図1）

『**団体ID**』は予め指定されたIDをご確認の上、ご入力ください

団体ID：tytrace（半角小文字）

3、確認画面で内容を確認し、『送信』をクリックすると仮登録完了メールが届きます

※メールが届かない場合は 迷惑メールに届いていないかご確認ください。
※メールアドレスをお間違えの場合は、再度仮登録をお願いいたします。

図2

4、届いたメール内のURLをクリックし、本登録へ進みます

5、本登録画面の必要事項を入力し、確認をクリック（図2）

6、確認画面で内容を確認し、『送信』をクリック

本登録完了メールが届きます。

これで本登録（お客様ID取得）完了です。

ツアー申込方法

予めお客様IDの取得を行ってください

1、以下の[ログインURL](#)または本登録完了メール内のURLをクリック

<https://area18.smp.ne.jp/area/p/pekh7oitap5ldtbpc2/5E2111/login.html>

マイページログイン QRコード



図3

2、お客様IDと登録したパスワードでログイン（図3）

3、マイページ内の『受付中一覧』 から申し込みたい企画の日程をクリック（図4）

図4

4、ツアー内容（ツアー詳細や添付資料）をご確認の上、申込を行ってください

5、申込が完了すると、申込完了メールが届きます

ので大切に保管してください

【システムについてのお問い合わせ】 052-951-0112（トヨタツーリスト モータースポーツグループ）
営業時間：9：00～18：00（月～金）土・日は休日とさせていただきます。

株式会社トヨタツーリストインターナショナル

観光庁長官登録旅行業第218号 日本旅行業協会正会員
〒461-0001 名古屋市中東区泉1-23-36 NBN泉ビル
旅行業務取扱管理者 七原 宏樹

ボンド保証会員

(一社)日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引協議会会員

ボンド保証会員

(一社)日本旅行業協会正会員

スーパー耐久シリーズ2023 初戦 特別観戦パック

宿泊＋2日間の特別観戦プランをご用意！

スーパー耐久シリーズ初戦をたっぷり、じっくり、優雅に！お楽しみいただけます！

日程：3月18日（土）～ 3月19日（日）



👉 **ここがオススメ！**

レースマシンが目の前に！
ピットウォーク・パドックパス付き（※）

迫力満点！
激感エリア入場（※）

上空で優勝ランニングの瞬間を体験！

駐車スペースの心配なし！

ホスピタリティラウンジ（イメージ）



全国旅行支援割引適用できます！

利用ホテル

プラトンホテル四日市

★3/18（土）～1泊朝食付★

利用ホテル

鈴鹿サーキットホテル North館

★3/18（土）～1泊朝食付★

旅行代金に含まれるもの

- ・2日間の観戦料金（ホスピタリティラウンジでの観戦）
- ・ピットウォーク・パドックエリア入場料
- ・プラトンホテル四日市・鈴鹿サーキット専用駐車場料金
- ・プラトンホテル四日市・鈴鹿サーキットでの2日間のフリードリンク
- ・プラトンホテル四日市・鈴鹿サーキットでの朝食料金
- ・旅行代金の消費税

※注意事項
※ホスピタリティラウンジは本観戦パックにお申込みの方以外のお客様も同室となりますので予めご了承ください。
※3/19（日）のお子様のお弁当は「お子様ランチ」となります。

旅行代金

【最少催行人員：1名】

レーシングルーム（1名～4名1室）

おひとり様料金（中学生以上）税込

人数	1名利用	2名利用	3名利用	4名利用
1名あたり料金	73,000円	51,000円	43,500円	40,000円

◆ お子様料金（3歳～小学生）

※上記お一人様あたりの料金より **17,000円減額** となります。
※朝食付きのプランとなります。不要な場合は事前にお申し出ください。

■ 感染防止対策（お客様へのお願い）

- ・感染防止対策として、マスク着用および消毒などのご協力をお願いいたします。
- ・ご旅行当日にご自宅で検温をいただき、37.5度以上の発熱や感染が疑われる症状がある場合はご旅行をご遠慮ください。
- ・国土交通省発表【旅のエチケット】をご一読いただきますようお願い申し上げます。
- ・なお、発熱や感染が疑われる症状によりキャンセルとなった場合は、上記キャンセルポリシーに基づくキャンセル料を頂戴いたします。
- ・新型コロナウイルスの感染状況、政府等からの要請により開催中止となる場合がございます。予めご了承ください。

株式会社 トヨタツーリストインターナショナル

旅行条件書（抜粋）

■ 募集型企画旅行

①この旅行は（株）トヨタツーリストインターナショナル（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

②旅行契約の内容・条件は、下記によるほか、本旅行出発前にお渡りする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

■ 旅行のお申込みと旅行契約の成立

①所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を添えてお申し込みいただけます。お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

旅行代金の額	お申込金（おひとり）
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

②当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出とお申込金の支払いを行っていただきます。

③旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項①のお申込金を受領したときに成立するものとします。

④団体・グループ契約

(1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、次の規程を適用します。

当社は、特約を結んだ場合を除き、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約を締結する募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

(2)当社は、募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

(3)契約責任者は、旅行参加者の個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

(4)当社は、契約責任者が構成員として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

(5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

⑤旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑥旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑦旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑧旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑨旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑩旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑪旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑫旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑬旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑭旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑮旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑯旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑰旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑱旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑲旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

⑳旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉑旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉒旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉓旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉔旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉕旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉖旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉗旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉘旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉙旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉚旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉛旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉜旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

㉝旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当社に「旅行代金」といって支払われます。

お申込みの際には必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき事前に内容をご確認の上、お申込みください。

■ 当社による旅行契約の解除及び催行中止

①旅行開始前

(1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ. お客様が、契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めるとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人数に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日曜日旅行にあっては3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2)お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

■ 旅行代金に含まれるもの

①旅行日程に含まれる宿泊費、食事代、観戦チケット代及び消費税等諸税・サービス料等。

②パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

上記①②についてはお客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

■ 当社の責任及び免責事項

①当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約を締結する募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

②当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

③当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

④当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑤当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑥当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑦当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑧当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑨当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑩当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑪当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑫当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑬当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑭当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑮当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑯当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑰当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑱当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑲当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

⑳当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉑当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉒当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉓当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉔当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉕当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉖当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉗当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉘当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉙当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉚当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉛当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉜当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

㉝当社は、旅行参加者が個人として旅行に参加する旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。募集型企画旅行契約の締結は、旅行参加者の個人として行われます。

お申込み・お問い合わせ

☑お申込みは [こちらをクリック](#) または読み取り→

※Web申込システムへの登録が必要です。

☑お電話・メールお問合せ先

モータースポーツグループ 担当 加藤・松田

TEL 052-951-0112／FAX 052-951-4072

E-mail motorsports@toyotatourist.co.jp

営業時間 9：00～18：00（定休日土・日曜日）



株式会社 トヨタツーリストインターナショナル

観光庁長官登録旅行業第218号 日本旅行業協会正会員
〒461-0001 名古屋市中区泉1-23-36 NBN泉ビル
旅行業務取扱管理者 七原 宏樹

ボンド保証会員
（一社）日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引協議会 会員

TOYOTA MOTOR SPORTS GROUP